

伊豆の国市 都市計画マスタープラン

概要版



【部分改定】

平成23年(2011年)3月策定

令和3年(2021年)2月改定

伊豆の国市

目 次

1. 都市計画マスタープラン部分改定の必要性.....	1
2. 全体構想.....	3
3. 地域別構想.....	8
I. 江間地域.....	8
II. 長岡地域.....	10
III. 大仁地域.....	12
IV. 葦山地域.....	14
V. 東部山間地域	16
VI. 葛城山・城山周辺地域	18
4. (参考)用語集	20

1. 都市計画マスタープラン部分改定の必要性

(1) 都市計画マスタープランとは

伊豆の国市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の都市将来像や土地利用の基本方向、あるいは都市施設（道路、下水道、公園等）の整備方針を明確化し、各種の都市計画を定めていくための総合的なガイドラインです。

(2) 部分改定を行う理由

①社会情勢の変化

本市においても、今後、確実に見込まれる人口減少と高齢化を背景に、市街地の拡散と都市の低密度化、それに伴う地域コミュニティの衰退、賑わいの低下、公共交通サービスの維持・確保の困難化による生活利便性の低下など、様々な都市計画に係る諸課題が懸念されており、持続可能なまちづくりを推進する必要があります。

②計画の期間（中間年次）

伊豆の国市都市計画マスタープラン（以下、現行計画という。）における計画期間は、平成22年度から令和11年度です。本年度で中間年次を迎え、都市計画に関する基礎データの変更や都市施設等の整備状況を踏まえ、見直し及び更新が必要となっています。

③上位・関連計画の見直し

近年、総合計画や国土利用計画等の上位計画の見直しをはじめ、まちづくりの方針を位置づけた新たな個別計画が策定されており、それらの計画との整合を図り、基本的な考え方を反映する必要があります。

ア「伊豆の国市景観計画」	平成 26 年策定
イ「第 2 次伊豆の国市総合計画」	平成 28 年度修正
ウ「国土利用計画第 2 次伊豆の国市計画」	平成 28 年度修正
エ「伊豆の国市緑の基本計画」	平成 29 年度策定
オ「伊豆の国市立地適正化計画」	平成 30 年度策定
カ「伊豆の国市公共施設再配置計画」	平成 30 年度策定
キ「伊豆の国市歴史的風致維持向上計画」	平成 30 年度策定
ク「伊豆の国市観光地エリア景観計画」	令和元年度策定 等

④広域計画との整合

現在、静岡県では、県内の都市の現況や課題を詳細かつ定量的に分析し、広域的に定める都市計画区域マスタープランの見直しを、令和2年度末を目途に進めています。

本市は、田方広域都市計画区域に位置づけられており、その見直しの方針には、都市計画法の改正、国が定める都市計画運用指針の見直し、各自治体が策定を進めている立地適正化計画との整合等が予定されています。

現行計画の見直しに際しては、この広域計画との整合を図り、基本的な考え方を反映します。

(3) 部分改定の基本的な考え方

今回の現行計画の見直しに係る基本的な方向性としては、平成29年に上位計画となる総合計画の見直しが終了していることから、まずは、そちらの方針との整合を図りました。

また、引き続き現行計画を継承しつつ、上位計画等の方針や考え方を反映するとともに、都市計画に係る基礎データを更新し、計画内容の部分見直しを主とした変更を目的に改定作業を進めました。

2. 全体構想

(1) まちづくり理念と目標

『安心で、ほんわりとした健やかな暮らしがいつまでも続くまちを目指して』

本市では、豊かな自然環境と先人達が知恵と努力により築いた貴重な資源、財産が保全・継承されてきました。また、安心で安全な環境のもと、多くの市民が生きがいや安らぎを感じ、ゆとりと潤いに満ちた生活を営んでいます。

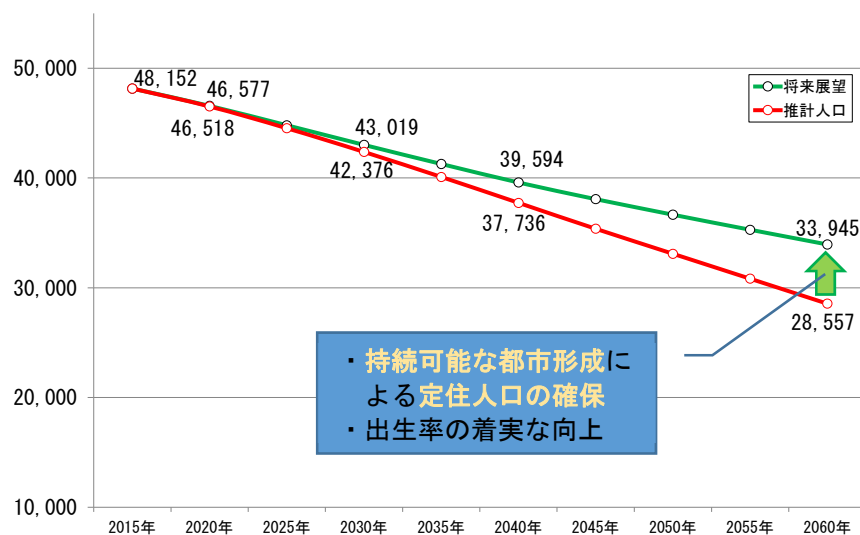
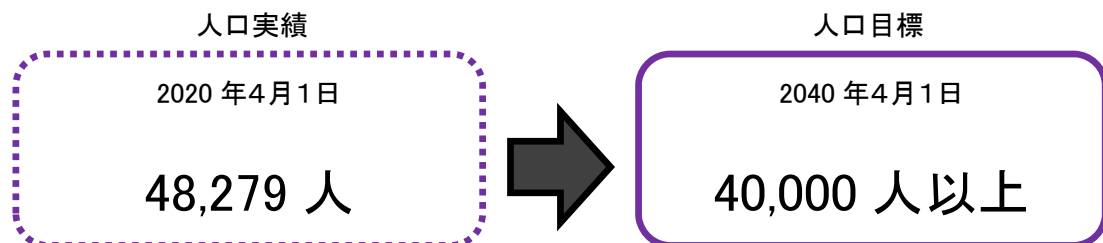
近年においては、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」、韮山反射炉の世界遺産登録、伊豆半島ジオパークがユネスコ世界ジオパークに認定されるなど、観光・レクリエーション需要の拡大による交流の活性化や、新たな連携による産業の振興などが期待されます。

まちづくり目標

1. 豊かな自然に抱(いだ)かれる 伊豆の国市
2. 伊豆の国市にしごとをつくる
3. 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる
4. 歴史に学び、未来を拓(ひら)く 伊豆の国市
5. 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市
6. 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり
7. みんなで創る 伊豆の国市

(2) 将来人口

本計画による将来人口は、これまでの増減傾向や、国立社会保障・人口問題研究所と伊豆の国市人口ビジョン（令和2年改訂版）、第2次伊豆の国市総合計画及び伊豆の国市立地適正化計画で見通されている人口を考慮し、下表のとおり想定します。

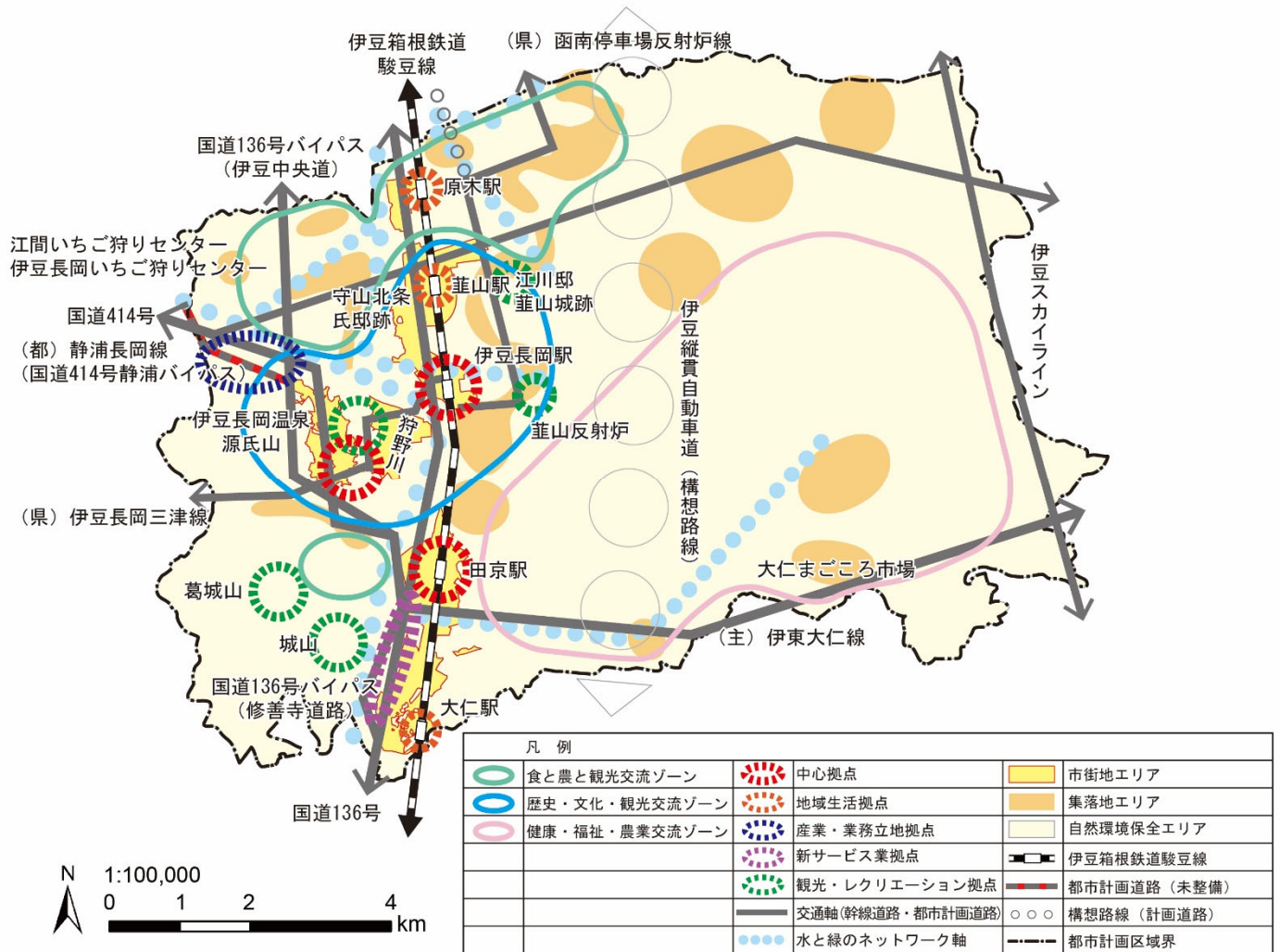


資料：伊豆の国市人口ビジョン（令和2年改訂版）を加工

(3) 伊豆の国市の将来都市構造

本市の将来都市構造像は、「総合計画」で示された3つのゾーンを背景に、本市の都市機能を集積・提供するとともに、周辺都市との広域ネットワークの結節機能を担う5つの拠点、それらをつなぐ都市と自然の2つの軸を設定します。そして、市域全体の土地利用の構成要素を3つに区分したエリアを設定し、これらの要素を組み合わせることで都市構造の構築を目指します。

【将来都市構造図】



●ゾーンの設定

	食と農と観光交流ゾーン	農業と観光業の融合を図り、地域の活性化を促進します。また、集落地では地域固有の資源を生かし、集落環境の魅力を高めるとともに、生活道路の機能強化や災害対策等を進めます。
	歴史・文化・観光交流ゾーン	市民や観光客が歴史・文化に親しむことができる環境を創出するため、観光交流を推進するとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます。特に、韮山反射炉周辺や江川邸周辺等は、良好な景観の保全・形成に努めます。
	健康・福祉・農業交流ゾーン	高齢者福祉・障がい者福祉の充実を図ります。立地特性を生かした活力ある地域産業の振興を図るため、既存施設と連携しつつ、観光交流や健康づくりの拠点となる施設の整備を進めるとともに、特色ある農作物の生産や環境にやさしい農業を進めます。

●まちの拠点の設定

	中心拠点	既存の医療・福祉・子育て支援・教育文化・行政機能等の都市機能の集積や、交通軸の結節点という利便性を生かした拠点形成を図ります。
	地域生活拠点	駅の利便性を生かし、地域生活機能（医療（一般診療）・福祉、商業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）・行政機能等）の維持・充足による拠点形成を図ります。
	産業・業務立地拠点	新東名高速道路等への直結により高まった利便性を生かし、伊豆中央道長岡北 IC 周辺の低・未利用地等については、交通利便性を活かした産業・業務の集積による拠点形成を図ります。
	新サービス業拠点	国道 136 号バイパス（修善寺道路）の大仁中央 IC 周辺地域や大仁南 IC 周辺地域については、時代の変革に対応する企業の誘致や地域に密着したサービス業の集積による拠点形成を図ります。
	観光・レクリエーション拠点	地域資源を活用した魅力ある観光商業地となる地域周辺については、観光・レクリエーションの集積による拠点形成を図るとともに、既存観光・レクリエーション施設、歴史資源との連携による、回遊性の向上や眺望・体感、スポーツ・アウトドアのアクティビティの充実を図ります。

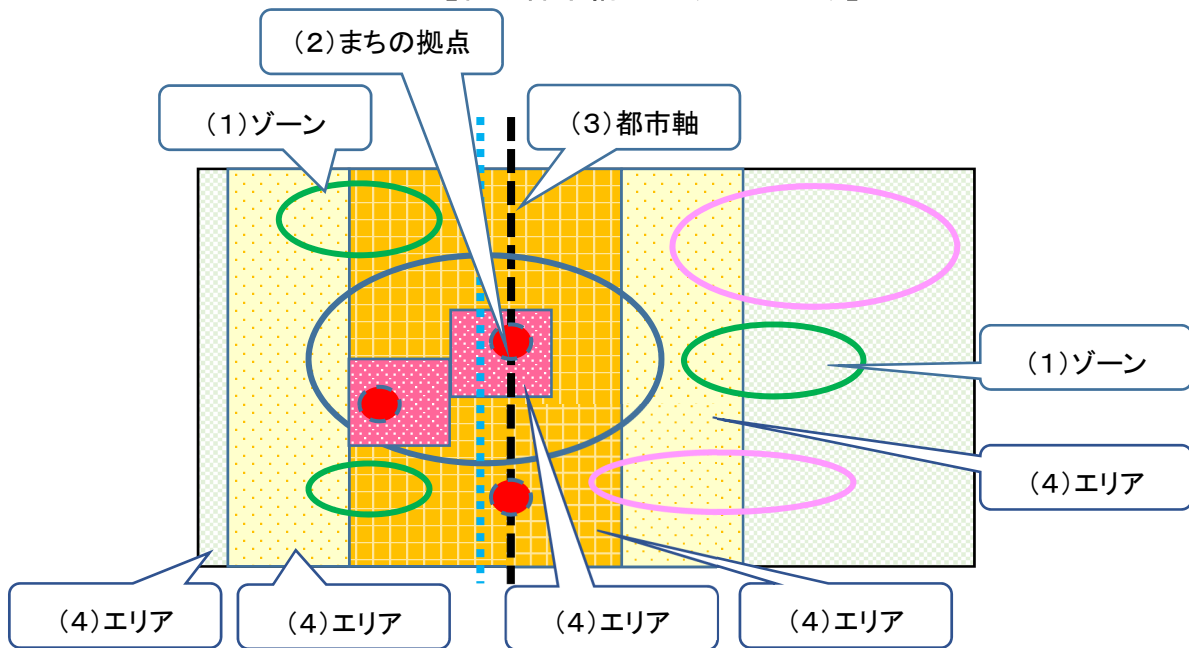
●都市軸の設定

	交通軸	<鉄道> 通勤・通学等の日常生活や観光客のアクセスに利用される伊豆箱根鉄道駿豆線を交通軸と位置付けるとともに、市内の各駅を核に位置付けます。 <バス> 伊豆長岡駅と温泉駅を結ぶバス路線を、交通軸に位置付けます。 <幹線道路> 国が計画する高規格幹線道路網計画に準じ、市内中央を縦断する新たな高規格幹線道路（伊豆縦貫自動車道）、周辺市町との人の移動や多様な物資の輸送、災害発生時の道路啓開を支える道路を位置付けます。
	水と緑のネットワーク軸	<河川> 安全・安心のため、治水機能の強化を図ったうえで、都市にとって、水や風の通り道であり、生物にとっては移動のための回廊となる重要な要素のため、水と緑のネットワーク軸に位置付けます。

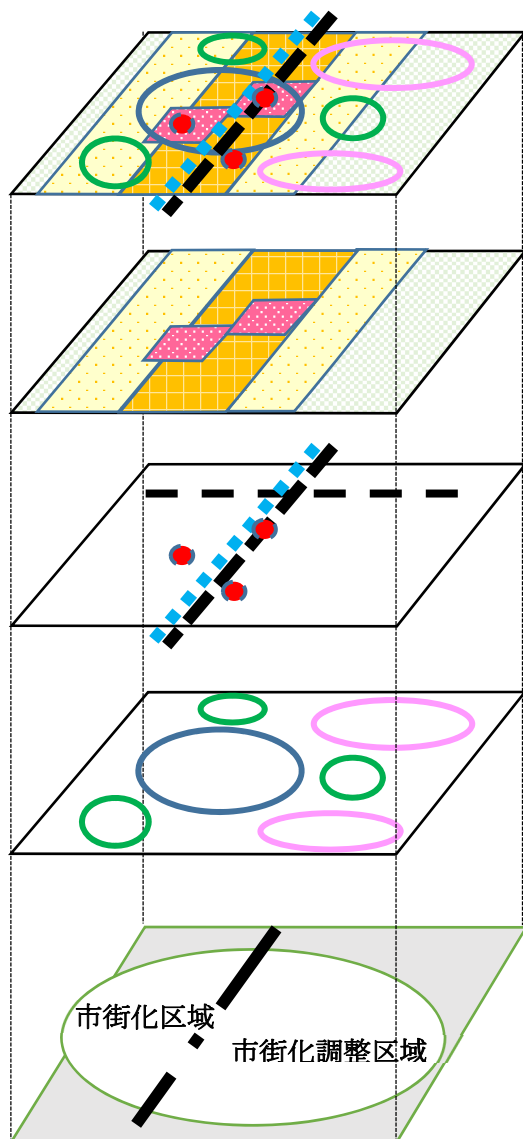
●エリアの設定

	市街地エリア	狩野川周辺の低地に広がる市街地（主に市街化区域に指定されている区域）を、都市的要素の集中する市街地エリアに位置付けます。
	集落地エリア	主に市街地周辺に広がる農地や森林等の自然的土地利用地内に点在する集落地や開発済みの住宅地を、自然環境と生活空間が共存する集落地エリアに位置付けます。
	自然環境保全エリア	市街地周辺に広がる広大な緑地空間である農地・森林・山地並びに既存の公園や民間レジャー施設（観光・レクリエーション拠点）など、自然とふれあえ、また周辺の自然と調和した範囲を、自然環境保全エリアに位置付けます。

【将来都市構造図(イメージ)】



【フレーム別階層イメージ】



★将来都市構造図

(1)+(2)+(3)+(4)

(4)主要エリア

・土地利用の構成要素を再設定

(2)まちの拠点と(3)都市軸

・伊豆の国市立地適正化計画
+ 整開保+観光地エリア景観
計画

(1)ゾーン

・第2次伊豆の国市総合計画
基本構想図に対応

都市計画区域(市内全域)

市街化区域、市街化調整区域

(4) 都市基本計画・都市整備方針

「伊豆の国市の将来都市構造」を実現するため、各都市計画分野におけるまちづくりの方針を明らかにします。

① 土地利用

自然環境とのバランスがとれた土地利用を、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に行うものとします。

また、都市の持続的発展を継続するために必要な安全性、利便性、快適性を備えるとともに、個性豊かで活力に満ちた秩序ある都市形成を目指します。

② 都市交通

将来の土地利用と整合のとれた交通体系の整備を図り、秩序ある都市形成を目指します。また、拠点間及び拠点と居住地との連携強化に資する公共交通路線及び道路網の維持・整備を進め、集約型都市の構築を推進するとともに、地域に根差した公共交通網の構築を図ります。

③ 都市環境・景観

恵み豊かな自然を守り、引き継いでいくため、市と市民や民間が相互に連携し、環境意識を向上させ、生活環境や自然環境の保全に努めます。また、環境負荷の少ないまちづくりを一層進め、快適で潤いのある生活環境の創造を目指します。

④ 河川

気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、あらゆる関係者により流域全体で行う流域治水への転換を図ります。また、市内を流れる水量豊富な河川を水と緑のネットワーク軸とし、これらと公園や緑地等を有機的に結び、水と緑のネットワークの形成を進めて回遊性を高めていきます。そして、このネットワークにより、自然の量と連続性を確保するとともに、河川生態系の形成に努めます。

⑤ 都市施設

時代に即したインフラ資産の更新、統廃合、長寿命化を計画的に推進します。また、防災性・利便性に優れ、機能的で住みやすく、安全かつ集約された持続可能な都市の形成に必要なインフラ資産の維持・整備を推進します。

⑥ 官民連携

これからの“まちづくり”は、将来にわたって持続可能な社会の形成を目指すため、市と市民や企業がパートナーであるという認識を深め、一体となって誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりを目指します。

⑦ 都市防災

市街地では、建物の不燃化や耐震化の促進等を図り、災害に強いまちづくりを進めるほか、山地や河川周辺では、土砂災害対策や水害対策等に取り組み、災害の未然防止を図り、安心して暮らしていける都市環境の実現を目指します。

⑧ 歴史的風致の維持及び向上

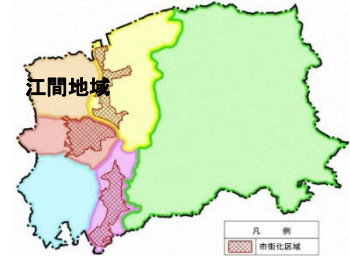
狩野川を軸とした豊かな自然や田園風景といった美しい自然環境の保全を図るとともに、歴史と伝統を反映した地域住民の活動を継承していくため、歴史文化資源を活かした都市づくりを推進して歴史的風致の維持及び向上を図ります。

3. 地域別構想

地域別構想の地域区分は、地形条件、土地利用、幹線道路や河川などの都市軸、本市形成の経緯、ならびに地域のコミュニティのつながり等を踏まえ、以下の6地域（江間地域、長岡地域、大仁地域、葦山地域、東部山間地域、葛城山・城山周辺地域）を設定し、地域別に土地利用と整備方針を設定します。

I. 江間地域

目標『活気ある緑豊かなふるさと』



●まちづくりの基本方針

- (1) 集落の活性化
- (2) 産業・業務立地拠点における土地の利活用促進
- (3) 身近な田園・自然環境・地域資源を生かした交流の促進
- (4) 里山景観の保全
- (5) 自然と調和する良好な生活環境の形成

以下に記す①～⑧の数字は、p 7に記された都市基本計画・都市整備方針の①～⑧に対応しています。

① 土地利用

産業・業務立地拠点における土地の利活用促進を図ります。

② 都市交通

3・6・5 静浦長岡線は、優先的に基準年次から概ね 10 年以内の整備を目指します。

③ 都市環境・景観

江間公園の利用促進を図るほか、サイクリングやカヌー等のスポーツと連携して、狩野川の利活用促進を図ります。

④ 河川

江間川流域は、治水機能向上のための整備を関係機関に要請するほか、流域治水の強化に向けた総合的な治水対策を推進します。

⑤ 都市施設

水道の耐震化や、下水道未整備地域の解消を促進します。
新し尿処理施設を南江間地区に整備します。

⑥ 官民連携

地域活性化や地域経済の発展にも寄与する、市と市民や民間が一体となって取組む地域の活動を支援していきます。

⑦ 都市防災

浸水想定区域及び土砂災害特別警戒区域においては、開発及び住宅の新規立地等の規制を図ります。

⑧ 歴史的風致の維持及び向上

狩野川をめぐる祭と信仰にみる歴史的風致を生かし、歴史文化資源を活かした地域づくりを推進します。

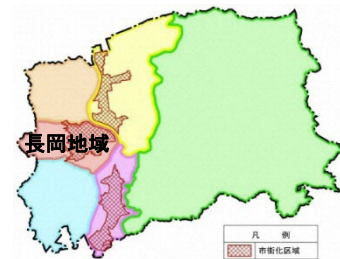
【江間地域整備方針図】



凡 例							
	歴史・文化・観光交流ゾーン		交通軸 (幹線道路・都市計画道路)		都市公園		公共公益施設等
	食と農と観光交流ゾーン		都市計画道路（未整備）		その他公園・公共施設緑地等		観光施設等
	産業・業務立地拠点		地域内幹線道路・ 補助幹線道路		ジオサイト		コミュニティ施設等
	工業地区		交通結節点				都市計画区域界
	集落地区		バス路線				地域区分界
	農業地区		バス停留所				
	自然環境保全地区						
	居住誘導区域		水と緑のネットワーク軸				
	地域別構想区域		狩野川利用に係る区分 狩野川さくら公園下流域				

Ⅱ. 長岡地域

目標『情緒豊かで賑わいのある温泉のまち』



●まちづくりの基本方針

- (1) 温泉を生かした交流の促進
- (2) 賑わいのある商店街の形成
- (3) 美しく住み心地の良いまちづくりの推進
- (4) 高度医療機関や交通結節点と連携したまちづくり

以下に記す①～⑧の数字は、p7に記された都市基本計画・都市整備方針の①～⑧に対応しています。

① 土地利用

市役所・温泉駅周辺・順天堂大学医学部附属静岡病院周辺の中心拠点に都市機能を集約するとともに、居住誘導区域内の居住環境の維持及び向上を図り、機能誘導を適切に行います。

② 都市交通

伊豆長岡駅から温泉駅を経由して多方面を結ぶ基幹的公共交通路線（バス）は、大切な交通手段であるため、運行路線・頻度を維持します。

③ 都市環境・景観

長岡・古奈温泉周辺の緑化重点地区は、自然環境の保全、そして住民や観光客の健康づくり及び交流の場として、利活用促進を図ります。

④ 河川

古奈、富士見地区等の市街化区域内は大部分が浸水想定区域であるため、狩野川流域治水協議会が定める流域治水プロジェクトに基づき、関係機関と連携して流域治水の強化を図ります。また、狩野川リバーサイドパーク、千歳橋堤外地公園及び狩野川堤防など、水と緑のネットワーク形成に向けた取組を推進し、狩野川の利用促進を図ります。

⑤ 都市施設

水道施設や下水道施設は、計画的に耐震化や長寿命化の推進をします。

⑥ 官民連携

温泉駅周辺のまちづくりにおいて、産官学で構成されるまちづくり地域プラットフォーム等の取り組みを支援していきます。

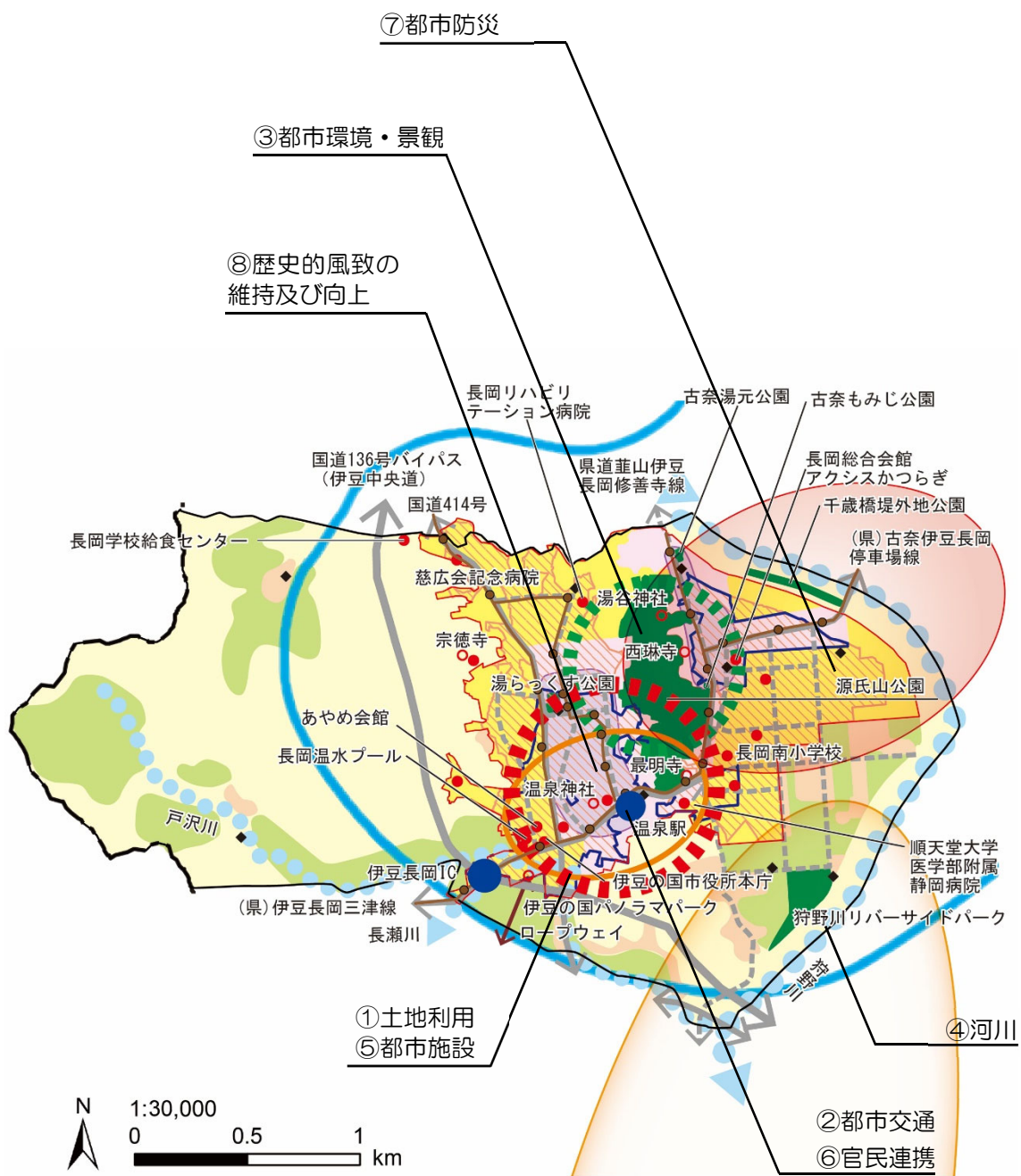
⑦ 都市防災

古奈、富士見地区の市街化区域内は大部分が浸水想定区域であるため、居住を許容する中で市民に対し災害の危険性等、現状の土地利用規制の認識向上を図ります。

⑧ 歴史的風致の維持及び向上

伊豆長岡温泉にみる歴史的風致を生かし、個性豊かな地域社会の実現を図ります。

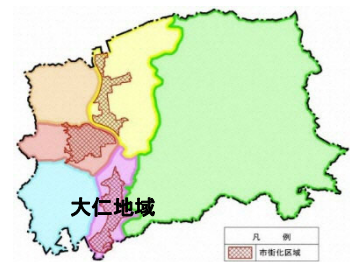
【長岡地域整備方針図】



凡 例							
	歴史・文化・観光交流ゾーン		自然環境保全地区		バス停留所		公共公益施設等
	中心拠点		居住誘導区域				観光施設等
	観光・レクリエーション拠点		都市機能誘導区域		水と緑のネットワーク軸		コミュニティ施設等
	住宅地区		地域別構想区域		狩野川利用に係る区分 千歳橋周辺		都市計画区域界
	商業地区		交通軸 (幹線道路・都市計画道路)		狩野川利用に係る区分 中島公園周辺		地域区分界
	温泉観光地区		地域内幹線道路・ 補助幹線道路				市街化区域
	集落地区		交通結节点		都市公園		
	農業地区		バス路線				

Ⅲ. 大仁地域

目標『人々が交流し、快適に暮らせるまち』



●まちづくりの基本方針

- (1) 新サービス業拠点の形成
- (2) 大仁駅周辺の商店街の活性化
- (3) 田京駅周辺の拠点性の向上
- (4) 工業の活性化
- (5) 良好な住環境の維持

以下に記す①～⑧の数字は、p7に記された都市基本計画・都市整備方針の①～⑧に対応しています。

① 土地利用

田京駅周辺の中心拠点に医療・福祉・子育て支援・教育文化・行政機能の集積を図るとともに、居住誘導区域内の居住環境の維持及び向上を図り、機能誘導を適切に行います。

「かわまちづくり計画」と連携した、新サービス業拠点の形成を図ります。

② 都市交通

大仁中央 I.C 周辺、大仁南 I.C 周辺は、交通の南北軸と東西軸が交わる結節地点であり、住民をはじめ、周辺市町の人の移動や、多様な物資の輸送を支える交通結節機能の強化を図ります。

③ 都市環境・景観

田京駅周辺は、緑の基本計画の方針に基づき、狩野川の緑を活用するなどの緑の環境を創出します。

④ 河川

宗光寺川流域や深沢川流域では、台風の襲来等による浸水被害の防止及び減少に向けて、狩野川流域治水協議会が定める流域治水プロジェクトに基づき、関係機関と連携して流域治水の強化を図ります。また、「かわまちづくり計画」に基づく、水辺空間の利活用を促進します。

⑤ 都市施設

水道施設や下水道施設は、計画的に耐震化や長寿命化の推進をします。

また、雨水浸水対策として、浸水多発区域の雨水幹線整備を推進します。

⑥ 官民連携

「かわまちづくり計画」に基づき、水辺の利活用や維持及び管理のルールを調整する狩野川利活用調整協議会を支援していきます。

また、「道の駅 伊豆のへそ」において、「まごころ市場」等が主体となる取り組みに対して連携を図ります。

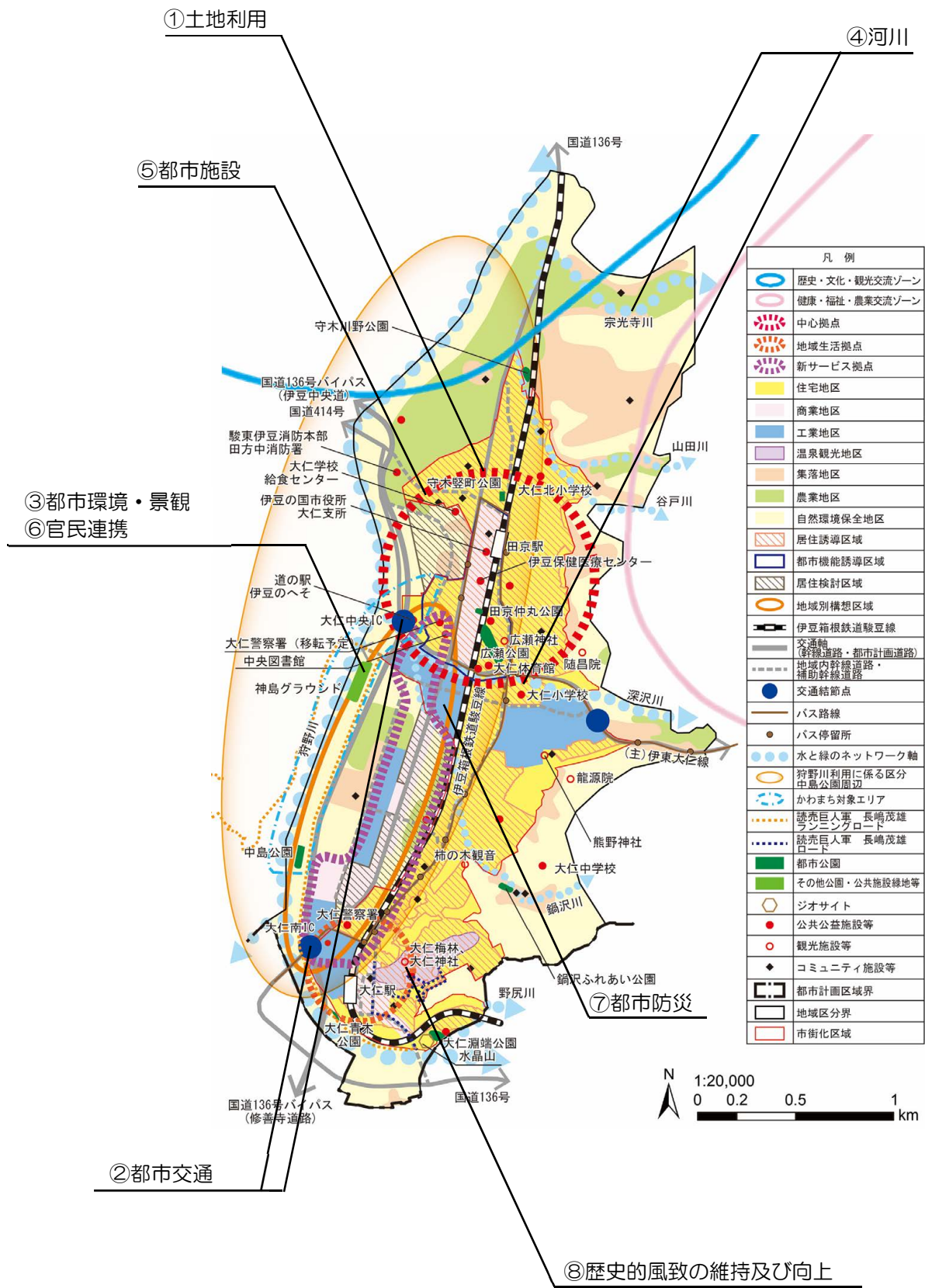
⑦ 都市防災

市街化区域内は大部分が浸水想定区域であるため、居住を許容する中で市民に対し災害の危険性等、現状の土地利用規制の認識向上を図ります。

⑧ 歴史的風致の維持及び向上

狩野川をめぐる祭と信仰や、大仁地域の神社の祭礼と三番叟にみる歴史的風致を生かし、個性豊かな地域社会の実現を図ります。

【大仁地域整備方針図】



IV. 葦山地域

目標『都市と自然が調和した歴史と文化のまち』



●まちづくりの基本方針

- (1) 伊豆長岡駅周辺を中心商業地の活性化
- (2) 歴史的資源を生かしたまちづくりの促進
- (3) 広大な農地の保全・活用
- (4) 良好な住環境の維持
- (5) 自然と調和する良好な生活環境の維持

以下に記す①～⑧の数字は、p7に記された都市基本計画・都市整備方針の①～⑧に対応しています。

① 土地利用

伊豆長岡駅周辺の中心拠点に、商業・業務機能や、福祉・子育て支援・行政機能等の集積を図るとともに、立地適正化計画において位置付けた居住検討区域は、市街化区域への編入を検討します。

② 都市交通

生活の利便性向上等を図るため、地域内幹線道路の整備を推進します。また、中心拠点に位置する伊豆長岡駅等へのアクセス向上を目的に、地域の実情に即した持続可能なアクセス手段の確立を図ります。

③ 都市環境・景観

景観重点整備地区として位置付けた葦山反射炉周辺は、自然環境の保全と景観の維持を図ります。

④ 河川

葦山古川流域、洞川流域、堂川流域及び柿沢川流域では、台風の襲来等による浸水被害の防止及び減少を図るため、東部地域大規模氾濫減災協議会をはじめ、狩野川流域治水協議会が定める流域治水プロジェクトに基づき、流域治水の強化に向けた総合的な治水対策を推進します。

⑤ 都市施設

耐震性の不足により閉庁している旧葦山庁舎は、譲渡意向に応じて売却に向けた協議を推進します。

⑥ 官民連携

葦山反射炉の普及啓発・広報活動をはじめ、地域活性化や地域経済の発展にも寄与する、市と市民や民間が一体となって取組む地域の活動を支援していきます。

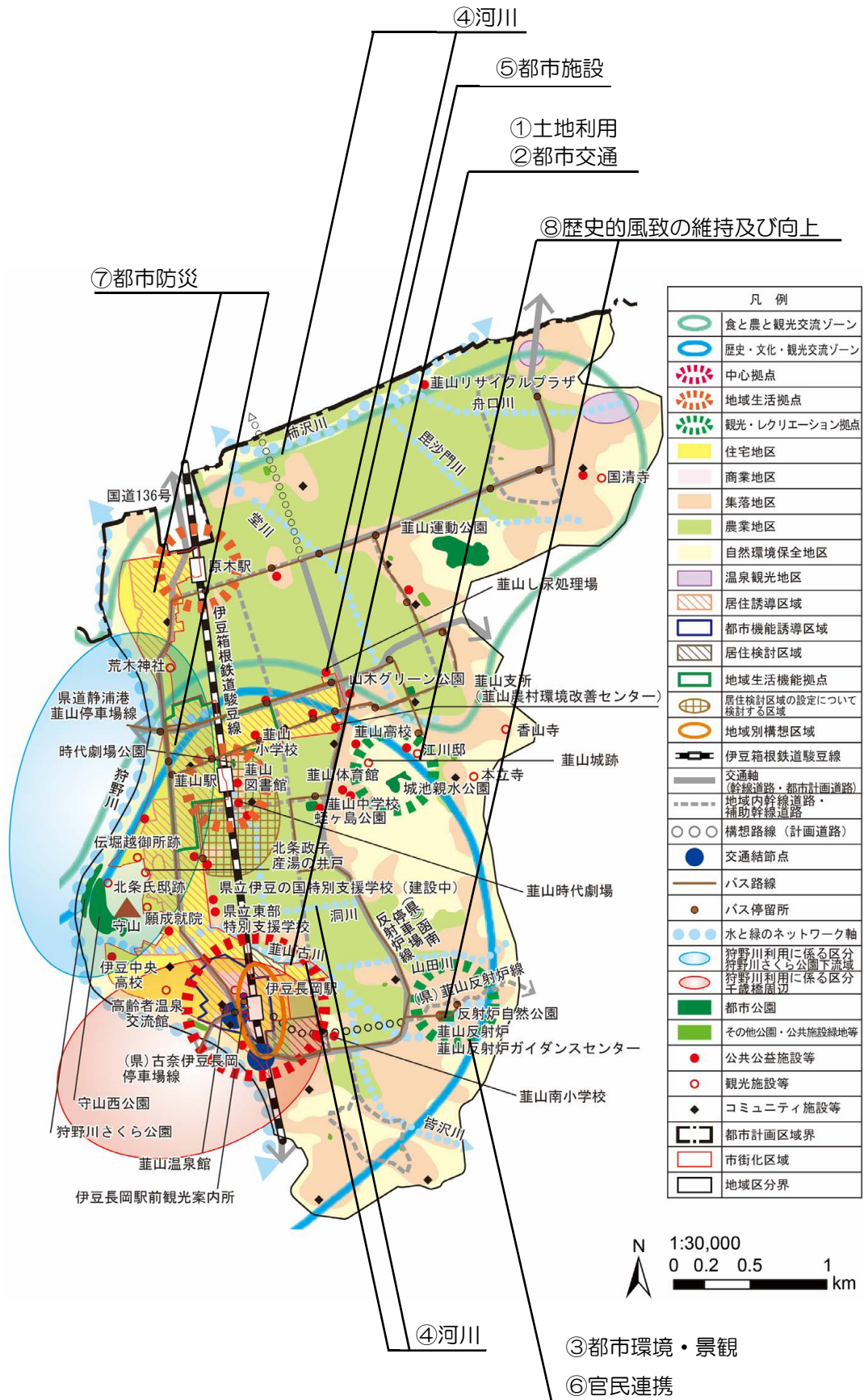
⑦ 都市防災

原木、四日町地区など、市街化区域内は大部分が浸水想定区域であるため、居住を許容する中で市民に対し災害の危険性等、現状の土地利用規制の認識向上を図ります。

⑧ 歴史的風致の維持及び向上

葦山代官江川英龍ゆかりの江川邸・葦山反射炉界隈の営み、北条の里と旧下田街道、葦山地域の神社の祭礼と三番叟にみる歴史的風致を生かし、個性豊かな地域社会の実現を図ります。重点区域では、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する各種事業を展開します。

【葦山地域整備方針図】



V. 東部山間地域

目標『里山に抱かれたのどかなふるさと』



●まちづくりの基本方針

- (1) 里山環境の維持・保全
- (2) 別荘地や観光農園等を生かした滞在型余暇活動の推進
- (3) 公園等の身近な地域資源を生かした交流の促進
- (4) 自然と調和する良好な生活環境の形成

以下に記す①～⑧の数字は、p7に記された都市基本計画・都市整備方針の①～⑧に対応しています。

① 土地利用

地域固有の資源を生かし、集落環境の魅力を高めます。また、活性化施策を検討し、既存集落の維持を図ります。

② 都市交通

集落と市街地を結ぶバス路線を維持するとともに、自動運転システム実用化の動向にも注視した上で、地域の実情に即した持続可能なアクセス手段の確立を図っていきます。

③ 都市環境・景観

自然を見る、触れる、体験する緑の拠点として位置付けられている市民の森浮橋やその他の公園の自然環境を保全し、その活用促進を図ります。

④ 河川

深沢川等の河川では、動植物が生息・生育できる環境に配慮しつつ、親水空間の整備を検討し、その利用促進を図ります。

⑤ 都市施設

伊豆の国市火葬場の整備を実施します。伊豆エメラルドタウンでは官民連携方式の導入による水道事業を推進します。

⑥ 官民連携

大仁まごころ市場を中心とした地域別構想区域において、地域の活動を支援していきます。

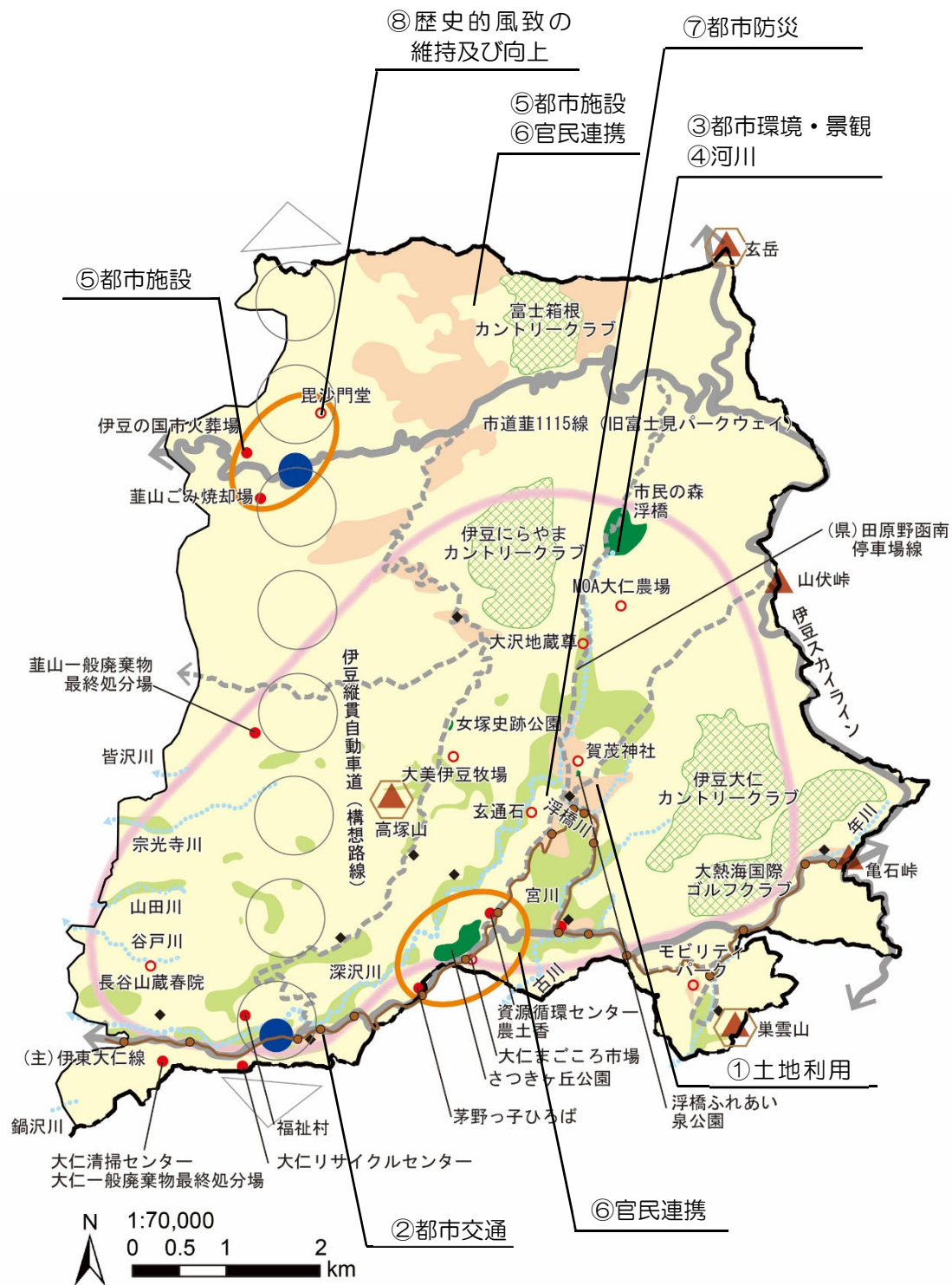
⑦ 都市防災

土砂災害特別警戒区域等の適切な管理や、それらと近接・隣接する地区における適正な土地利用規制を実施します。

⑧ 歴史的風致の維持及び向上

国清寺・毘沙門堂と奈古谷地区にみる歴史的風致を生かし、個性豊かな地域社会の実現を図ります。

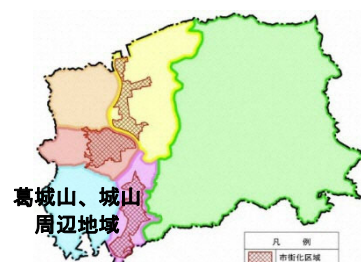
【東部山間地域整備方針図】



凡 例							
	健康・福祉・農業交流ゾーン		交通軸 (幹線道路・都市計画道路)		水と緑のネットワーク軸		公共公益施設等
	集落地区		地域内幹線道路・ 補助幹線道路		都市公園		観光施設等
	農業地区		構想路線（計画道路）		ジオサイト		コミュニティ施設等
	自然環境保全地区		交通結節点				都市計画区域界
	地域別構想区域		バス路線				地域区分界
			バス停留所				

Ⅵ. 葛城山・城山周辺地域

目標 『未来に引き継ぐ自然と伝統文化』



●まちづくりの基本方針

- (1) 葛城山・城山周辺の自然の保全
- (2) 狩野川周辺の伝統文化を生かした観光・交流の促進
- (3) 自然環境を生かした観光・交流の促進
- (4) 自然と調和する良好な生活環境の形成

以下に記す①～⑧の数字は、p7に記された都市基本計画・都市整備方針の①～⑧に対応しています。

① 土地利用

葛城山と城山は、その周辺も含め豊かな自然を享受できる緑の観光・レクリエーション拠点として形成を図ります。

② 都市交通

県道葦山伊豆長岡修善寺線（県道129号）の改良を要請します。

③ 都市環境・景観

葛城山・城山周辺は、特にジオサイトや景観も楽しめる散策ルートや自転車ルート等の整備や景観に配慮した統一的な道標、誘導案内サイン等の整備を行います。

④ 河川

戸沢川流域は、治水機能向上のための整備を関係機関に要請するほか、流域治水の強化に向けた総合的な治水対策を推進します。

⑤ 都市施設

水道施設や下水道施設は、計画的に耐震化や長寿命化の推進をします。

⑥ 官民連携

「かわまちづくり計画」に基づき、水辺の利活用や維持及び管理のルールを調整する狩野川利活用調整協議会や葛城山遊歩道の維持を行っている地区に対する支援をしていきます。

⑦ 都市防災

浸水想定区域及び土砂災害特別警戒区域においては、開発及び住宅の新規立地等の規制を図ります。

⑧ 歴史的風致の維持及び向上

狩野川をめぐる祭と信仰にみる歴史的風致を生かし、個性豊かな地域社会の実現を図ります。

【葛城山・城山周辺地域整備方針図】



凡 例							
	食と農と観光交流ゾーン		交通軸 (幹線道路・都市計画道路)		水と緑のネットワーク軸		その他公園・公共施設緑地等
	観光・レクリエーション拠点		地域内幹線道路・ 補助幹線道路		かわまち対象エリア		ジオサイト
	集落地区		交通結節点		遊歩道・ ハイキングコース		観光施設等
	農業地区		バス路線		読売巨人軍 長嶋茂雄 ランニングロード		コミュニティ施設等
	自然環境保全地区		バス停留所		読売巨人軍 長嶋茂雄 ロード		都市計画区域界
	地域別構想区域				都市公園		地域区分界

4. (参考) 用語集

用語	説明
あ行	
アクティビティ	海・川・山・空など地球上の自然をフィールドにアウトドアで開催される体験・ツアーだけでなく、ものづくり体験、日本伝統文化体験、オンラインツアーなど、体の一部を利用して楽しんだり、またはネット上で学んだりする活動を指す。
伊豆の国市観光地エリア景観計画	「観光地エリア景観計画」は、非法定の静岡県独自の取組であり、「市の各エリアが目指すべき姿(景観ビジョン)や 具体的な取組を定めるもの」。「景観計画」と「観光地エリア景観計画」が互いに補完し合うことで、観光地域の景観向上に向けた相乗効果を狙っている。
伊豆の国市景観計画	景観法第8条における「良好な景観の形成に関する計画」のことであり、景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域や地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域などについて、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる、とされている。
伊豆の国市公共施設再配置計画	「伊豆の国市公共施設等総合管理計画」の「公共施設の管理に関する大方針」に基づき、効率的かつ効果的な公共施設の再配置を図るための計画。
伊豆の国市緑の基本計画	都市緑地法第4条における、当該市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定めることができる、とされている。
伊豆の国市立地適正化計画	都市再生特別措置法第81条における、「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」のことであり、市町村は、都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の「立地の適正化を図るための計画」を作成することができる、とされている。
伊豆の国市歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条における、当該市町村の区域の「歴史的風致の維持及び向上に関する計画」のことであり、市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域の「歴史的風致の維持及び向上に関する計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる、とされている。
か行	
かわまちづくり計画	「まちづくり」と「かわづくり」が一体となった地域の活性化及び新たな水辺空間の創出が求められているなかで、狩野川を軸とした地域の魅力・賑わいの再生に向けた水辺構造の整備、狩野川の下流域に接し、サイクルツーリズム、地域祭事、遊び体験ができる機能の整備を行い、健康増進、地域振興、子どもたちの豊かな成長に貢献することを目的とする。
官民連携方式の導入	官民の協働に基づき民間の資本あるいはノウハウ、技術力の活用によって、業務の効率化や公共サービスの向上を目指すこと。
基幹的公共交通路線	日30本以上の運行頻度（概ねピーク時片道3本以上に相当）の鉄道駅及びバス停を有する路線のこと。
居住検討区域	市が独自に設定する区域で、土地利用状況、各種法規制の状況等を踏まえ、鉄道駅周辺に安全で利便性の高い市街地を構築するために都市計画制度を活用し、市街化区域への編入を検討する区域。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
景観重点整備地区	特に先導的かつ重点的に景観形成を図る必要があると認める区域。市の景観計画において葦山反射炉周辺地区が位置付けられており、「葦山古川河川区域ゾーン」、「住区・森林ゾーン」に区分して定められている区域。
高規格幹線道路	「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のこと。
高規格幹線道路網計画	昭和62年に策定の第四次全国総合開発計画において、高規格幹線道路網14,000kmとして決定。全国の都市、農村地区から概ね1時間以内で到達し得るネットワークを形成する、としている。
交通結節点	鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のよう、交通導線が集中的に結節する箇所。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。研究成果として公表されている「日本の将来推計人口」は、わが国の人口規模と男女年齢構成について将来推計を行ったもので、さまざまな団体・分野において基礎的資料として用いられている。

国土利用計画第2次伊豆の国市計画	国土利用計画法第8条において、市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について「市町村計画」を定めることができる、とされている。
コンパクト+ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ行	
集約型都市	中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造を持つ都市のこと。
市街化区域	都市計画区域（線引き都市計画区域）内において、市街地開発事業の実施や都市施設の整備等、優先的な市街化を進める区域であり、都市計画法では、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と規定されている。
市街化調整区域	都市計画区域（線引き都市計画区域）内において、当面できる限り市街化を抑制すべき区域。特定の場合を除き、開発行為、建築行為は原則として禁止される。
ジオサイト	ジオパーク（世界遺産などと同様に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が推し進めているプログラム）の大地のなりたちがわかる見どころ。 2018年4月17日、伊豆半島はユネスコ世界ジオパークに認定された。
浸水想定区域	浸水想定区域は、水防法第14条第1項の規定により、対象とする河川が想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域をいう。国土交通省は、狩野川についても2016年に浸水想定区域を指定し、公表している。
整開保	都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の通称。
た行	
田方広域都市計画区域	函南町、伊豆の国市で構成する都市計画区域。静岡県では、現在21（平成29年3月に田方広域都市計画区域から伊豆市域を除外し、新たに伊豆都市計画区域を指定）の都市計画区域において都市計画区域マスタープランを策定している。
第2次伊豆の国市総合計画	市の最上位計画であり、伊豆の国市総合計画策定条例第1条において、総合的かつ計画的なまちづくりを図るため、「市の総合計画」を策定することに関し必要な事項を定めるものとする、とされている。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2において、都市計画区域については、都市計画に、「当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めるものとする、とされている。 静岡県が広域な観点から、各都市の将来像を示すとともに、土地利用のあり方や、道路、公園、下水道などの整備方針、自然的環境の整備保全の方針を定めるもの。
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、「市町村が定める都市計画はこの基本方針に即したものでなければならない」、とされている。
都市施設	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院等の医療福祉施設などの種類がある。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき指定される。
は行	
プラットフォーム	ノウハウの共有・習得、関係者間のネットワークの構築、さらには具体的な案件形成を促進するため、地方公共団体、民間事業者、金融機関、専門家、大学等の関係者から構成される場。
ら行	
流域治水	気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策。治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めるもの。
歴史的風致	地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。



伊豆の国市都市計画マスタープラン
【部分改定】

平成23年(2011年)3月策定
令和3年(2021年)2月改定

発行 2021年3月
編集 伊豆の国市 都市整備部 都市計画課
作業機関 株式会社オオバ

〒410-2292静岡県伊豆の国市長岡184-2
伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎別館2階
TEL : 055-948-2909